

中野区 幼児教育・保育無償化の

認定申請手続き（幼稚園・認定こども園を利用する方向け）



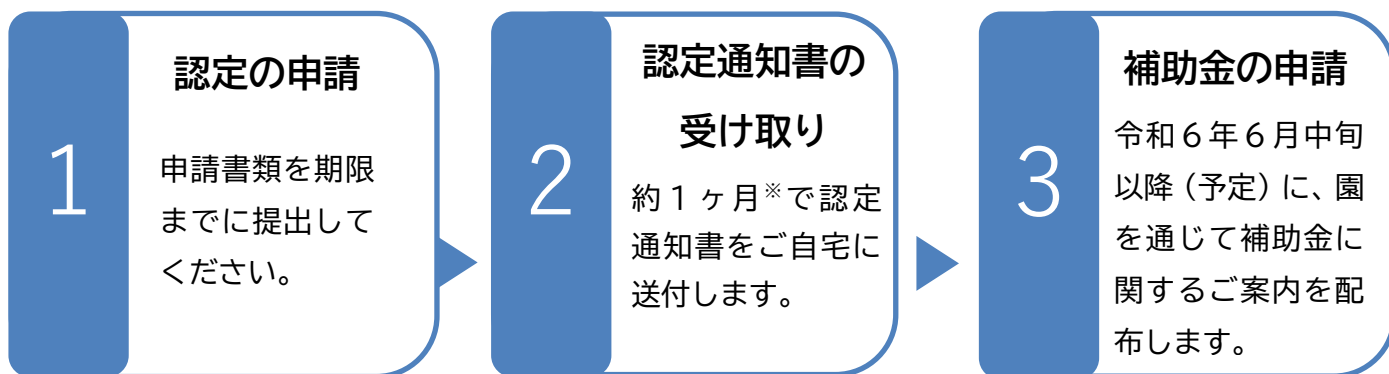
幼児教育・保育無償化とは

認定を受けることで、幼稚園や認定こども園の保育料等について各種の補助金を受けることができる制度です。なお、実際に補助金を受け取るためには、認定を受けただうえで補助金申請が必要です。本冊子は、認定の申請手続きに関するご案内です。

補助金申請に関する詳細は、別冊の「中野区私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内」をご確認ください（中野区ホームページで検索、または右記QRコードからアクセス）。



お手続きの流れ



※4月入園分は2月中旬から3月中旬に順次発送予定

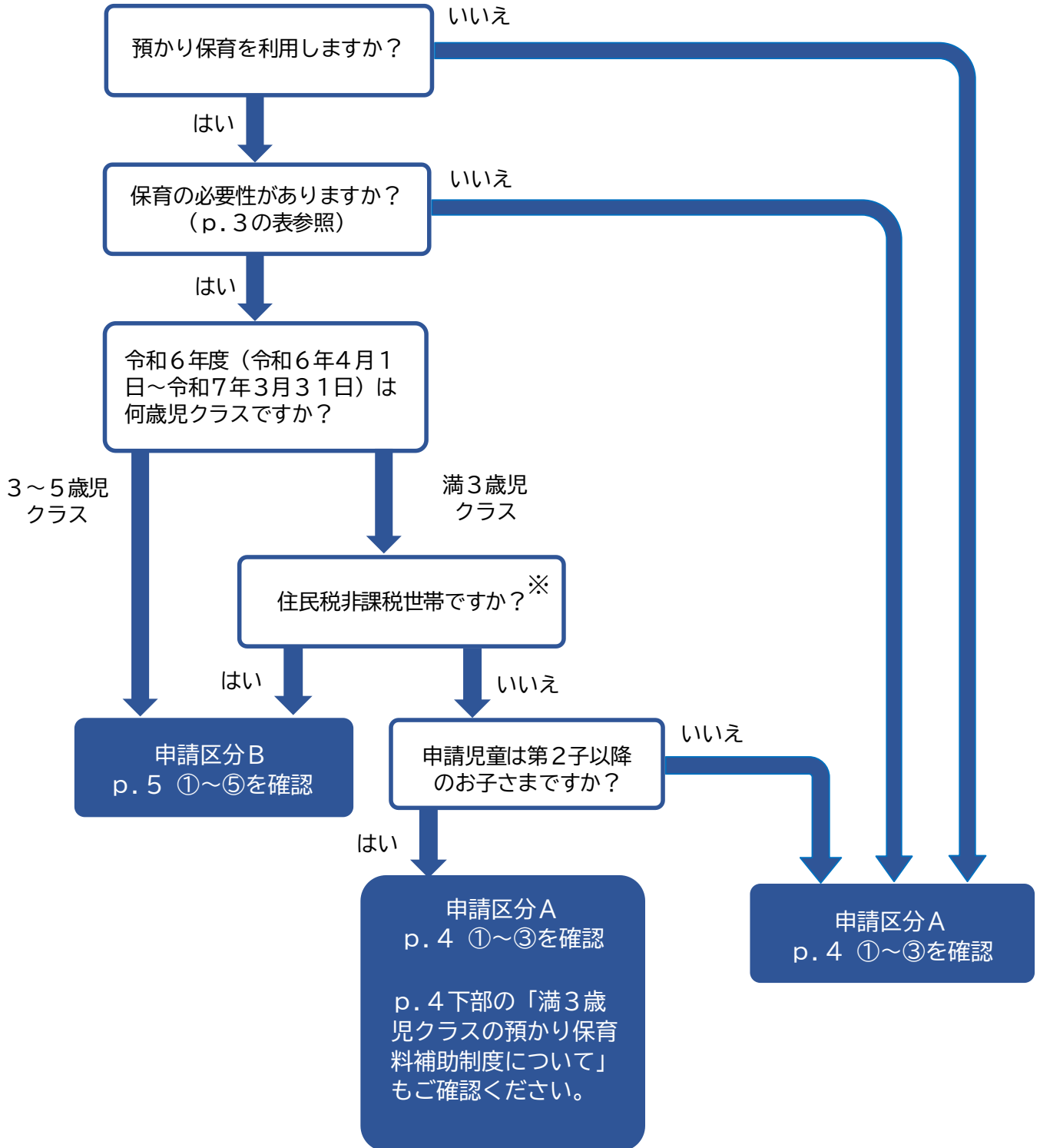
申請書類の提出期限・提出先について

		私学助成園を利用する方	施設型給付園 認定こども園 を利用する方
提出 期限	令和6年4月入園の方	令和5年12月28日（木）まで	各園にご確認ください
	令和6年4月入園以外の方	認定希望日（幼稚園利用開始日）の前日まで	
提出先 （お問合せ先）		<原則、郵送でご提出ください> 〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係	各園にご提出ください

※施設区分が不明な場合は、施設へ直接お問い合わせください。

申請区分の確認

申請区分確認フロー



※

令和6年4月~8月までの認定申請は令和5年度の住民税課税状況に基づく。

令和6年9月~令和7年8月までの認定申請は令和6年度の住民税課税状況に基づく。

保育の必要性とは

保護者のいずれもが下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当していることを「保育の必要性がある」といいます。父母の認定事由が異なる場合は、有効期限の短い方が認定の事由となります。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		認定有効期間
就労	月48時間以上の就労をしている場合(出産予定・産休中・育休中を含む※1)	就労している期間
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後2か月(多胎妊娠の場合は14週間前から)
求職活動	求職活動を行っている場合	90日(施設利用開始日から起算)
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で 月48時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
親族の 介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合	
災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	
社会的養護	社会的養護が必要な場合	
育児休業 ※2	下のお子さんの育児休業を取得する場合で、産休前に 認定申請児童が幼稚園・こども園に在籍している場合	育児休業に係る子どもが満1歳になる年度の翌年度の4月末日まで
その他	上記以外で特に保育が必要と認められる場合	

※1 認定希望日時点で産休中・育休中の方は、p.7を必ず確認してください。

※2 「育児休業」は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。

Aに該当した方の提出書類

①給付認定申請書

注1) 同時に2名以上のお子さんを申請する場合は人数分の申請書をご提出ください。

注2) 施設区分によって認定種別(申請書の認定種別欄のチェック箇所)が異なります。

・中野区ホームページで記入例をご確認いただけます。(右記QRコードからアクセスできます)



②本人確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

・顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、パスポート、
障害者手帳、在留カード(両面)等

または

・顔写真なし証明書(2点)…健康保険証(両面)、国民年金手帳、基礎年金番号通知書
社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、
介護保険被保険者手帳、児童扶養手当証書、
特別児童扶養手当証書等

③マイナンバー確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

・マイナンバーカード(マイナンバー記載面)、マイナンバーが記載された住民票の写し等
(※住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合、マイナンバー通知カード(両面)も有効)

満3歳児クラスの預かり保育料補助制度について

これまで住民税非課税世帯に限られていた「満3歳児クラスの預かり保育料補助金」については、令和5年10月より補助対象が拡大され、以下①～③の条件全てを満たす場合に補助対象となります。

- ① 満3歳児クラスに在園している方。
- ② 保護者に保育の必要性がある(p. 3参照)。
- ③ 対象児童が第2子以降である。

令和6年度の補助金申請については、令和6年6月以降、中野区HPでご案内予定です。

私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d001630.html>



Bに該当した方の提出書類

①給付認定申請書

注1) 同時に2名以上のお子さんを申請する場合は人数分の申請書をご提出ください。

注2) 施設区分によって認定種別(申請書の認定種別欄のチェック箇所)が異なります。

・中野区ホームページで記入例をご確認いただけます。(右記QRコードからアクセスできます)



②本人確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、パスポート、
障害者手帳、在留カード(両面)等
顔写真なし証明書(2点)…健康保険証(両面)、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、社員証、
本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、
介護保険被保険者手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

③マイナンバー確認書類のコピー(父母それぞれ1部ずつ)

マイナンバーカード(マイナンバー記載面)、マイナンバーが記載された住民票の写し等

(※住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合、マイナンバー通知カード(両面)も有効)

④保育の必要性を確認できる書類(父母それぞれ1部ずつ)

⑤(満3歳児クラスの方のみ)住民税に関する書類

特定の時点で海外に居住していた場合は下図をご確認いただき、対象となる年の収入を証明する書類(勤務先の所得証明、収入申告書等)を提出ください。ご不明な点はお問い合わせください。

認定希望月	状況	必要な書類
2023年9月～2024年8月	2023年1月1日時点で日本国内に住民登録がない場合	2022年度の収入を証明する書類
2024年9月以降	2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がない場合	2023年度の収入を証明する書類

保育の必要性を確認できる書類（父母それぞれ1部ずつ）

※ひとり親の方は、父（または母）の書類に加えて、不存在の確認書類も提出してください。

就労	<p>会社員・パート・派遣社員等の場合（出産予定・産休中・育休中を含む）</p> <p>就労証明書(区様式)</p> <p>※休憩時間を除く月48時間以上の就労が確認できる就労証明書(区様式)をご提出ください。複数の就労先の勤務時間を合計して月48時間以上となる場合は、それぞれの就労証明書(区様式)をご提出ください。</p> <p>※認定希望日時点で産休中の場合、母子手帳の出産予定日ページのコピー(産休の対象となるお子さんのもの)もご提出ください。</p>
	<p>自営業（親族経営を含む）・経営主の場合（出産予定・産休中を含む）</p> <p>① 就労証明書（区様式）</p> <p>② 直近の所得税の確定申告書（一表と二表）または源泉徴収票のコピー</p> <p>※②の書類をご提出いただけない場合→下記の①と②をご提出ください</p> <p>① 仕事内容や資格がわかるもののコピー（営業許可証、開業届等）</p> <p>② 収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）</p> <p>※認定希望日時点で産休中の場合、母子手帳の出産予定日ページのコピー（産休の対象となるお子さんのもの）もご提出ください。</p>
妊娠・出産	母子健康手帳の出産予定日記載ページのコピー(産休の対象となるお子さんのもの)
求職活動	就職活動を証明する書類(ハローワークが認める求職活動を証する書類、不採用通知等)
就学	<p>① 在学証明書のコピー</p> <p>② スケジュールの確認ができるもののコピー(時間割表等)</p> <p>③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー</p>
疾病	診断書(区様式)
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
親族の介護・看護	<p>① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー</p> <p>② 介護・看護の週間スケジュール(詳細はお問い合わせください)</p>
災害復旧	り災・被災証明書のコピー
不存在 (ひとり親の方)	<p>【死別、離婚、未婚の方】 次のいずれかのコピー</p> <p>・児童扶養手当認定通知書 ・児童扶養手当証書 ・(離婚の)受理証明書</p> <p>・児童育成手当認定兼支払い通知書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)</p>
	<p>【上記以外の方】</p> <p>ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの。 (具体的な提出書類についてはお問い合わせください)</p>

産休・育児休業中(予定含む)で新2号・新3号認定を申請する方

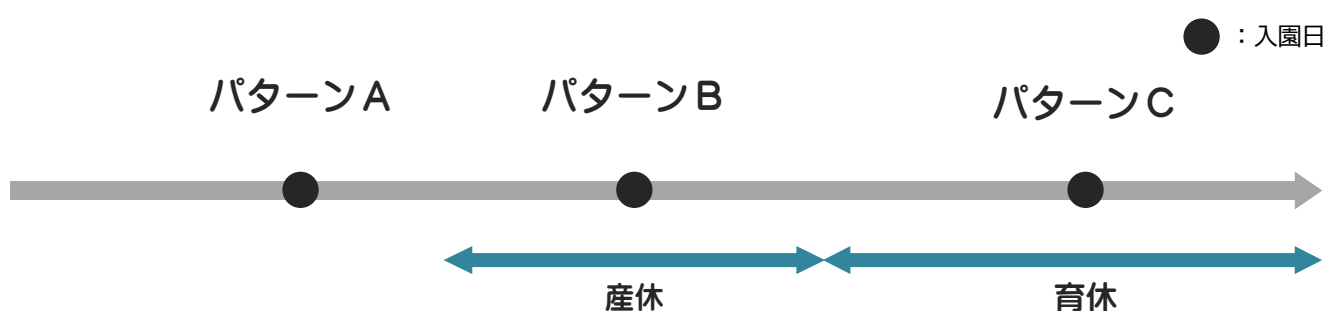
復職を前提として「就労」の事由で認定されます。認定開始日から1ヶ月以内に産休中の職場へ復職する必要があります。

お子さん本人（認定申請児童）の産休から復職せず、続けて下のお子さんの産休・育児休業を取得する場合

「妊娠・出産」の事由で認定されます（認定有効期間はp. 3を参照）。

下のお子さんの産休中・育児休業中の場合

お子さん本人（認定申請児童）が幼稚園・こども園に入園したタイミングによってパターンA～Cに区分されます。該当するパターンを確認してください（認定有効期間はp. 3を参照）。



パターンA：認定申請児童が下のお子さんの産休前に入園した場合

認定希望日時時点で産休中の場合は「妊娠・出産」の事由で認定されます。

- ・産休後に復職する場合は、「就労」に変更申請することで認定が継続します。
- ・産休後に育児休業を取得する場合は、「育児休業」に変更申請することで認定が継続します。

認定希望日時時点で育児休業中の場合は、「育児休業」の事由で認定されます。

- ・育児休業後に復職する場合は、「就労」に変更申請することで認定が継続します。

パターンB：認定申請児童が下のお子さんの産休中に入園した場合

「妊娠・出産」の事由で認定されます。

- ・産休後に復職する場合は、「就労」に変更申請することで認定が継続します。
- ・復職せずに育児休業を取得する場合は、「妊娠・出産」の認定有効期間をもって認定終了となります。

パターンC：認定申請児童が下のお子さんの育児休業中に入園した場合

認定希望日から1か月以内に復職する場合に、復職を前提として「就労」の事由で申請可能です。育児休業中の職場への復職後は、復職証明書（区様式）を提出する必要があります。

認可保育園に在園中・入所申請中の方

認可保育所に在園中の方

認定申請された方で、認可保育所の退園を決めている場合は、早急に「退園届」を提出してください。幼稚園・こども園に入園するか認可保育所の在園を継続するか現時点で決まっていない場合は、認定希望月の前月末（区役所最終営業日）までに、「認定申請の取下げ」または「退園届」を提出してください。

退園届の提出



認定申請の取下げ



認可保育所への入所・転園申請中の方

認定申請後、認可保育所の利用承諾通知が届き、認可保育所に入所することを決めた場合は「認定申請の取下げ」を提出してください。利用承諾通知が届いたが、幼稚園・こども園に入所するという場合には、入所決定月前月の区役所最終営業日17時まで認可保育所の「辞退届」を提出してください。

認定申請の取下げ



認可保育所の辞退届



お問い合わせ先

〒164-8501 中野区中野4-11-19

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

電話：03-3228-5793

受付時間：8時30分～17時まで（土・日・祝日除く）

中野区HPもご確認ください



「施設等利用給付認定の申請 よくある質問について」